

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

雇用人（候補者）

（以下「甲」という。）と被雇用人

（以下「乙」という。）とは、令和 8 年 11 月 22 日執行の鳥取市議会議員選挙において、次のとおり雇用契約を締結する。

- 1 乙は、甲の選挙運動用自動車を運転し、甲は、これに対して報酬を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合も含む。）の規定により鳥取市に帰属することとならない場合においては、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を鳥取市長に対して請求するものとする。
- 2 雇用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 3 報酬の額は 1 日につき金 円とし、総額金 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

参 考

- 1 雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とし、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 被雇用人は、市長に対し報酬を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。